

# 基礎研 レポート

## TikTok による児童の個人情報違法 収集事件

米国連邦政府による提訴

保険研究部 専務取締役 研究理事 松澤 登  
(03)3512-1866 matuzawa@nli-research.co.jp

### 1—はじめに

2024年8月2日、米国政府（消費者保護局）はByteDance及びTikTok等を被告として、未成年者の違法な情報収集等の恒久的な差止、民事賠償金の支払等を求めて、カリフォルニア州中央地区の連邦地裁に提訴を行った。

案件を簡単にまとめると、①被告らは13歳未満の児童であることを知りながら、親の認知も同意も得ず、TikTokのアカウントを作成および利用させ、これら児童から多くの個人情報を収集した、②児童の親から、その児童のアカウントおよび個人情報の削除の要請を受けながら、要請に応じなかったというものである。このような行為は連邦法であるChildren's Online Privacy Protection Act of 1998(COPPA)およびChildren's Online Privacy Protection Rule(COPPA Rule)に違反する。

さらに、TikTokが買収した米国企業が、同様の行為により2019年に受けた恒久的差止命令にも違反したことを内容とする訴訟（以下、本訴訟）である。本稿は本訴訟について解説を行い、日本法の下ではどう解されるのかを検討するものである。

なお、被告となっている会社はTikTok Inc. TikTok U.S. Data Security Inc. ByteDance Ltd. ByteDance Inc. TikTok Pte. Ltd. TikTok Ltd.の7社であるが、本稿ではまとめて被告と表記する。

### 2—若干の前提

#### 1 | Musical.ly に対する恒久的差止

後に被告に買収されることになるMusical.lyはビデオ配信を主体とし、数百万の米国児童をユーザーとするプラットフォームであった。Musical.lyは2019年2月にCOPPA Rule違反行為があるとして、本訴訟と同じカリフォルニア州中央地区連邦地裁に米国政府より提訴された。2019年3月に地裁はMusical.lyに対し、恒久的差止と570万ドルの民事制裁金支払いを命じた。恒久的差止の内容は、①13歳未満の児童の情報を破棄すること、②年齢不詳のアカウントを削除すること、および③COPPA

Rule の遵守を求めた。

ところで被告は 2019 年頃より多大な広告費を用いて TikTok を宣伝し、また、iPhone 端末及び Android 端末よりアプリのダウンロードを可能にした。そして 2019 年 4 月 (=上記差止の翌月) に Musical.ly を買収し、TikTok に一本化した。

## 2 | TikTok の現状

TikTok はユーザーが短い動画を創作し、アップロードし、シェアすることのできるプラットフォームである。TikTok のアプリのダウンロードは無料である。TikTok は広告と電子商取引による販売 (e-commerce) が主な収益源である。

TikTok は「For You」という feed<sup>1</sup>を表示する。これは被告が運営するアルゴリズムによって、個人ごとにその人の興味により動画を選択し、推奨し、再生するものである。

2024 年現在、児童や十代の若者を含む 1 億 7 千万以上の TikTok ユーザーが米国に存在する。2022 年時点で十代の 3 分の 2 が TikTok を利用すると報告され、そのうち 61% が 13 歳または 14 歳であった。2023 年後半では十代の約半数が TikTok を一日数回利用すると報告されている。

## 3 — 被告の違法行為

### 1 | 総論

被告は COPPA および COPPA Rule について以下の点で違反した。

- ① 児童であることを知りながら、最初に親に通知し、検証できる親の同意を得ることせず、児童にアカウントを作らせ、児童からの個人情報を収集した。
- ② 親が児童のアカウントと情報を削除するように求めた要求に従うことをしなかった。
- ③ 被告が児童であると認識したユーザーのアカウントと情報を削除しなかった。

### 2 | 親の同意なしのアカウント作成・情報収集

(1) 総論：遅くとも 2019 年 3 月までには、被告はアカウント作成時に 13 歳未満と申告したか、あるいは被告の経験上 13 歳未満とみられる若いユーザー向けに「Kids Mode」の提供を開始している。

しかし、被告は 13 歳未満と知りながら、親への事前通知および検証できる同意なしに、一般のアカウント (=13 歳以上が利用できるアカウント。以下、単にアカウントという場合は一般のアカウントを指す) を作成させ、多くの個人情報を取得していた。また Kids Mode においても親への通知および同意なしに、いくつかの個人情報を COPPA Rule に反する方式で取得していた。

(2) Age Gate の抜け穴：遅くとも 2019 年 3 月までには、消費者が TikTok アカウントを作ろうとした場合、原則として誕生日を入力するプラットフォームである Age Gate をクリアすることを被告は要求することとしている。13 歳以上であることが入力された場合には、ユーザーネーム、Email

---

<sup>1</sup> ユーザーに表示されるお勧め動画の表示される画面のこと

アドレス、電話番号を入力することが求められる。そして一般の TikTok アカウントを作ることができ、TikTok のサービス（他のユーザーへのメッセージ送信を含む）を受けることができる。

一般のアカウントを作成した場合、被告は様々な情報、すなわち氏名、年齢、Email アドレス、電話番号、使用機器の固有識別子(persistent identifier。IP アドレス<sup>2</sup>など)、SNS のアカウント情報、プロフィール写真、ユーザーの姿の移った写真、動画、ユーザーの声の入ったオーディオファイルなどを収集する。

遅くとも 2019 年 3 月から、13 歳未満であるため Kids Mode を利用する場合は、ユーザーネーム（本名を含まない）とパスワードのみが求められる。Kids Mode アカウント作成にあたっては、親への通知と同意取得は行われない。Kids Mode では動画視聴ができるだけで、その他の機能は使うことができない。

しかし、Kids Mode にはさまざまな欠陥がある。それは以下の通りである。

- ① 遅くとも 2020 年後半までは、いったん、13 歳未満と申告したユーザーが、再度 13 歳以上であるとして一般のアカウント作成を行おうとする場合に、被告はユーザーが 13 歳未満であることを知りながら、アカウントの作成を許可してきた。
- ② 遅くとも 2022 年 5 月までは、被告は Instagram や Google アカウントを用いて一般の TikTok アカウントにログインさせることを許してきた。Instagram や Google アカウントでは年齢を確認していない。このようなアカウントは被告では「年齢不詳」アカウントと分類していた。

これら被告従業員がいうところの「抜け穴」をふさぐため、被告は、遅くとも 2022 年までにすべてのユーザーに Age Gate を通過するよう要求するようになった。

(3) Kids Mode の問題点：Kids Mode においては、ユーザーネーム、パスワードおよび誕生日を被告が収集するが、それに追加して固有識別子を親への通知、親の同意なしに収集していた。COPPA Rule では個人が識別できる情報を収集せず、かつオンラインサービスの内部運営を支援するための目的のためだけであれば、児童の親の同意は不要である。しかし、被告による児童の固有識別子を取得する行為は COPPA Rule に違反する<sup>3</sup>。

遅くとも 2020 年の中盤までは、Kids Mode の情報を親の同意なしに、オンラインサービスの内部運営支援以外で第三者と共有していた。たとえば Facebook と、また AppFlyer というマーケティング分析会社と共有し、利用が減少し、または利用しなくなった Kids Mode ユーザーにより多くの利用を促進することを目的として情報共有を行った。これは COPPA Rule 違反である。

また、アプリ内に問題報告 (Report a Problem) 機能があるが、報告を行う場合には Email アドレス<sup>4</sup>を入力しなければならない。2019 年 2 月から 2022 年 7 月までに被告は 30 万以上の Email アドレスを含む問題報告を収集した。

### 3 | 親からの一般のアカウントおよび情報削除要求を拒否

<sup>2</sup> IP アドレスは使用機器のインターネット上の住所のようなものである。

<sup>3</sup> この点は日本との相違点である。後述。

<sup>4</sup> Email アドレスには往々にして、本名が用いられ、個人を識別できる情報に該当することが多い。

(1)総論：2019年以降、被告は数百万に上る児童に対し、一般のTikTokアカウントの作成を許可してきた。これらアカウントの多くは親の承諾なしに作成されてきたが、しばしば、これは親の知るところとなり、これらの親はアカウントおよび情報の削除を求めてきた。

しかしながら多くの場合で被告は親のそのような要求をする権利を妨害し、要求に従うことを拒否してきた。

(2)親からの要求への不合理な対応プロセスの維持：被告は親が削除要求を提出するための簡単なプロセスを作ろうとしてこなかった。たとえば被告の用意したユーザーの親に対するオンラインガイダンス資料には「削除」という言葉が出てこない。親は子のアカウントおよび情報の削除要請をする方法を理解するために複雑なプロセスの中を渡り歩く必要がある。

親が削除要求をするためには、被告がその方法をはっきりと説明していないなかで、複数のページをスクロールし、一連のリンクとメニューをクリックする必要がある。そのうえでテキストボックスのなかで自分は親であり、子のアカウントと情報を削除することを求めることを説明しなければならない。

仮に親が子のアカウントと情報を削除することの要求を提出することに成功したとしても、被告はしばしば要求を尊重しない。被告のスタッフはアカウントをレビューして13歳未満である客観的な指標の有無を確認する。被告の方針では13歳未満とのアカウントと判断され、削除されるのは、レビューされた投稿内容に明確に13歳未満であることを認めた表現がある場合に限ることとされている。

このような厳格な（＝削除基準に該当するハードルが高い）基準に満たなかった場合、つい最近までの被告の方針では、既にすべての情報を提供しているにもかかわらず、親に対して、親子関係であることの確認と要求内容（nature of request）を記載するフォームに署名することを求めていた。この被告からの要求にこたえないと、子の一般のアカウントは削除されなかった。

(3)親からの削除要求への不対応：上記(2)の親からの要求手続に関して欠陥があると被告は認識していた。さらには、被告は多くのケースで親からの削除要求にまったく対応してこなかった。2020年12月下旬において被告には数千の過去の削除要求のメールが滞留していた。過去の事例を見るとそれまでに1700の削除要求があったにもかかわらず、2021年11月1日時点で500(30%)が削除されていなかった。つまりオンラインのプロセスを完了し、フォームに署名したにもかかわらず、引き続き被告は子のアカウントと情報を削除していなかった。

またたとえ、アカウントの削除が行われたとしても、被告は同一のデバイス等から同一人と考えられる子からのアカウント再作成についてつい最近まで阻止することをしていなかった。

#### 4 | 被告は自社内のシステムから児童の一般のアカウントと情報を削除せず

(1)総論：被告は、一般のアカウントおよび情報削除の目的で、①テクノロジーの活用、②ユーザーレポート、③人間による監視によって、児童のアカウントを特定しようとしている。しかし、被告は自社のプロセスと方針には欠陥があり、児童のアカウントであると特定できたとしても、アカウント

と取得した情報を削除しなかった。

(2) キーワードマッチング：2020 年頃から被告はキーワードマッチングを使用して、削除すべき児童のアカウントの特定を行ってきた。これはたとえばアカウントのプロファイルに 4 年生や 9 歳などの児童と思しき用語がある場合に、レビュー実施と場合によってアカウント削除がなされるものである。しかし、このキーワードマッチングは酷く欠陥のあるものだった。

キーワードマッチングでフラグのついたアカウントは人間の検証者(moderators)による検証が行われるが、この場合も「自分は 13 歳未満である」ことをはっきり認める表現があることがアカウント削除の条件となっている。初期のキーワードマッチングの削除基準はより厳格なものとなっており、投稿された動画に何が映っていようが、13 歳未満であることを表示しない限り削除されない方針になっていた。この方針は検証者の裁量で緩める(=削除する)ことはできなかった。

さらに被告は検証者に対して、検証を行うための十分な時間を与えなかった。TikTok は数千万の月間アクティブユーザーがいる一方で、検証者チームには 2 ダース(24 人)以下しか配属されていなかった。2019 年以降のある時期についていえば、検証者は 1 アカウントについて平均 5 秒から 7 秒しか使うことができなかった。そのため、現時点でもキーワードマッチングで 13 歳未満の児童の有効なアカウントを探すことは容易でかつその数も多い。中には数百のフォロワーがいたり、数千の「いいね」がついたりするアカウントもある。

このように児童のアカウントを削除しないということで、児童に広告を見せ、広告から収入を得ること、そして TikTok を通じて大人が児童と直接やり取りをする機会を提供している。

(3) 動画検証対象 (Video Moderation Queues) となったアカウント：被告に対して、児童のアカウントとして注目されることとなるのは、視聴者が投稿者の投稿映像を規約違反であると報告した場合である。

この場合、動画は内容検証者が検証し、規約違反であるかどうか判断するが、その際に明らかに 13 歳未満であると判明した場合は、そのアカウントに 13 歳未満であることのラベリングをする。ただ、内容検証者に動画削除権限はあるが、アカウント削除権限がないので、13 歳未満のアカウント削除権限を有する検証者チームへ回送する。

しかし、この仕組みは遅くとも 2022 年 10 月まではうまくいっていなかった。アカウントは回送されず、アカウントは削除されてこなかった。記録も十分になされていなかったが、限られた記録によっても数百万ものアカウントに疑義があることが明らかになっている。

(4) 品質保証評価で特定されたアカウント：被告は上記で内容検証者が検証した動画について、アカウント内容の品質保証評価を実施している。遅くとも 2022 年 9 月までは、内容検証者が誤って 13 歳未満のアカウントとフラグを立てなかったアカウントについて、被告が 13 歳未満であると品質保証評価手続を通じて特定した場合であっても、被告はアカウントを削除してこなかった。

(5) 検証者が 13 歳未満のアカウントとして停止すべきと表示したアカウント：アカウントが被告の

厳格な基準を満たして 13 歳未満のアカウントであり、削除されるべきとされた場合でも、被告が多くのアカウントを削除しなかった。このように削除されるべきアカウントが残っていることは社内チャットでも確認されている。

被告は 2019 年の Musical.ly への恒久的差止で求められた記録をほとんど残していないが、残されていた数少ない記録であって、かつ短期間に限っても少なくとも数百のアカウントが削除されていないことがわかる。

(6) 削除されたアカウントの情報保管：被告は、アカウントが 13 歳未満の児童のものとして削除された後も長期間にわたって情報を保管している。たとえばアプリの活動履歴は 18 カ月保管している。さらに被告はアカウントが削除された後も児童の情報を多くのデータベースに保管している。被告はどの情報がどこになぜ保管されるかについて文書化していないので、児童の情報の所在やなぜ削除されていないのか説明できない。

さらに児童のアカウントが削除されたとしても、児童のアカウントに投稿された動画が他の人のアカウントの映像に挿入されている場合、児童のアカウントが削除された後も児童の動画は削除されていない。

また、被告が児童のアカウントを削除したとしても、児童が他のアカウントの映像にコメントを残している場合にも、そのコメントは削除されない。

## 5 | 被告の違反は大規模

(1) 数百万の児童に影響：被告の内部分析者によると TikTok の米国ユーザーのうち数百万は 13 歳未満である。TikTok と第三者機関の調査でも米国および米国以外においても、児童の TikTok 利用は普通のことであり、その多くが一般のアカウントを保有している。実際、オランダ、アイルランド、英国では被告が許可されていない児童の情報を収集したとして罰金を科している。

たとえば 2020 年 1 月には TikTok の検証者は、児童のアカウントにおいて明確に 13 歳未満であることを児童が認めない限り、被告が児童のアカウントであるとわかっているにもかかわらず削除しないことを認識していた。2020 年 7 月のチャットには、被告の従業員は各々 1 分間の確認で児童であると特定した膨大なプロフィールを社内に回覧し、「これは信じがたいほどの問題で、直ちに対応する必要がある」と記載していた。被告は児童であることを判別し、削除することを可能にする別のシステムを有しているが、これは広告対象を判別することなどのみに利用されている。

被告はユーザーが児童かどうか判別する基準として、年齢と学年を使用している。多くの場合、児童は年齢を偽って一般のアカウントを作成する。学年についてはアルゴリズムで判別するのでより正確だが、被告は 13 歳未満と判定されないようにプログラムしているようだ。

(2) 被告は 2019 年の恒久的差止で要求された記録をとっていない：2019 年の恒久的差止では COPPA を含む法の完全遵守を示すすべての必要な記録を取ることを求めている。しかし被告はこれを遵守していない。

被告はどの程度の数のアカウントが影響を受け、影響を受けたアカウントがどれで、どのような対

応がなされたかを示す記録をしばしば保管していなかった。また、検証者によって児童のものと判明したことや、どのような対応がなされたか十分な記録を作成、保管していなかった。

さらに被告は Feishu という社内コミュニケーションシステムを保有しているが、Feishu はメッセージの跡を残さず、かつ簡単に削除できる‘recall’ という機能を有している。この慣行を被告は遅くとも 2023 年 5 月まで変更しなかった。Feishu によって被告は役職員の対話を記録する信頼できる手段を欠いていた。

(3) FTC への改善措置の虚偽報告：被告は FTC (Federal Trade Commission、連邦取引庁) に対して、2019 年の恒久的差止により求められた児童の情報の削除を 2020 年 5 月 24 日に完了したと報告をしている。しかし、FTC のフォローアップ調査によって被告は 2020 年 6 月 12 日に完了報告は虚偽であったことを認めた。

#### 4— 該当法令と違反行為

ここでは主な COPPA の条文と、訴状に記載されている被告の違反行為を列挙する。

##### (1) 312.3 条 (一般要件)

児童向けのウェブサイトまたはオンラインサービスの運営者、または児童から個人情報を収集または管理していることを実際に知っている運営者が、本編に規定される規則に違反する方法で児童から個人情報を収集することは、非合法とする。一般に、本編に基づき、事業者は以下を行わなければならない。

(a) ウェブサイトまたはオンラインサービスにおいて、児童からどのような情報を収集するか、そのような情報をどのように利用するか、およびそのような情報の開示慣行について告知する。

— (違反行為) 被告のウェブサイトまたはオンラインサービスで、児童からどのような情報を収集するか、どのように利用するか、被告の開示慣行等を告知しなかった。

(b) 児童からの個人情報の収集、使用、および／または閉鎖の前に、検証可能な保護者の同意を得る。

— (違反行為) 被告が児童から個人情報を収集し、利用し、開示する前に親からの同意を得ていなかった。

(c) 親が、子どもから収集した個人情報を確認し、それ以上の使用または維持を拒否するための合理的な手段を提供する。

— (違反行為) 児童から収集した個人情報を、個人情報の収集が判明したとき以降も、利用または保有することの許可を親が拒絶するための合理的な手続を親に提供することをしなかった。

##### (2) 312.4 条 (通知の一般原則)

###### (a) 省略

(b) 親への直接通知。事業者は、利用可能な技術を考慮し、児童の親が、児童の個人情報の収集、使用、開示に関する事業者の慣行について、親が以前に同意した収集、使用、開示の慣行の重大な変更

の通知を含め、直接通知を受け取れるよう、合理的な努力を払わなければならない。

— (違反行為) 児童からどの情報をオンラインで収集したか、どのように利用するか、情報の開示慣行その他法で求められる内容について親に直接通知する合理的な努力を払っていなかった。

### (3) 312.5 条 (親の同意)

(a) ①事業者は、児童からの個人情報の収集、利用または開示の前に、検証可能な保護者の同意を得ることが要求される。

— (違反行為) 児童から個人情報を収集し、利用し、開示するよりも前に親の同意を取得していなかった。

### (4) 312.6 条 (児童が提供した個人情報を確認する親の権利)

(a) 児童がウェブサイトやオンラインサービスに個人情報を提供した場合、その親からの要求があれば、そのウェブサイトやオンラインサービスの運営者は、その親に以下を提供する必要がある。

#### ①省略

②事業者による当該児童の個人情報の今後の利用または今後のオンライン収集を拒否し、当該児童の個人情報を削除するよう事業者に指示する機会

— (違反行為) 児童から収集した個人情報を削除することを要求する機会を親に与えていなかった。また、児童から収集した情報を親からの要求に基づいて削除していなかった。

### (5) 312.10 条 (データの保持および削除の要件)

ウェブサイトまたはオンラインサービスの運営者は、児童からオンライン上で収集した個人情報を、その情報が収集された目的を果たすために合理的に必要な期間のみ保有するものとする。

— (違反行為) 個人情報が収集された目的を達成するために合理的に必要な期間を超えてオンラインで収集された児童の個人情報を保有していた。

以上の違法行為に鑑み、被告に対して、COPPA Rule の将来の違法行為を恒久的に差止める命令、および民事賠償金の支払いを米国政府は裁判所に請求した。

## 5——日本法の下での検討

### 1 | 個人情報の取得

(1) 日本の個人情報保護法では、一般的な個人情報と要配慮個人情報<sup>5</sup>とで取得の要件が異なる。一般的な個人情報 (住所、氏名など) については「個人情報取扱事業者は、個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を本人に通知し、また

<sup>5</sup> 要配慮個人情報には本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に留意を要するものとして政令に定める記述等が含まれている個人情報を言う(法2条3項)。

は公表しなければならない」(個人情報の保護に関する法律(以下、法)21条1項)とだけされている。そして個人情報とは「当該情報に含まれる氏名、生年月日(中略)により特定の個人を識別することができるもの」と定義されている(法2条1項1号)。

この点、Kids Mode(上述3-2|(1)参照)は、ユーザーネーム、パスワード、誕生年月日および固有識別子だけを収集する<sup>6</sup>ものである。日本ではこれだけの情報では特定個人を識別できないため、収集する情報は個人情報ではないと解される。

ただし、訴状では、米国では固有識別子を取得する行為について親の同意が必要であり、これを得ていないのは違法であるとしている。他方、日本では固有識別子は個人情報に該当しない<sup>7</sup>。固有識別子はEUや米国では個人情報とするのが一般であるが、日本では異なる整理となっている。日本においては固有識別子が個人情報にあたらぬ以上、Kids Modeにおいて、親の同意がなかった点については違法性がないと解される<sup>8</sup>。

(2)他方、被告においては年齢判別のルールが緩く、児童が一般のアカウントを作成することが容易であったとのことである。この場合、児童を特定できる多くの個人情報を被告に提供することになるのに加え、動画の投稿やメッセージのやり取りも可能になる。そうすると要配慮個人情報に該当する情報を被告が取得する可能性があり、この場合、事前の本人同意が必要である(法20条2項)。そしてここでの本人同意に関して、一般的に12歳から15歳以下の児童について、子ではなく親の同意が必要と考えられている<sup>9</sup>。

ただ、児童には一般のアカウントを作成することは、そもそも被告のルール上できないことになっている。つまり親の同意の有無は問題とならない。一般のアカウントで求められる各種の児童の個人情報は不正に取得されたものと言わざるを得ず、「個人情報取扱事業者は、偽りその他の不正の手段により個人情報を取得してはならない」(法20条1項)に該当する。

## 2 | 個人情報の利用停止・削除

法は「本人は、個人情報取扱事業者に対し、当該本人が識別される保有個人データが(中略)第二十条の規定に違反して取得されたものであるときは、当該保有個人データの利用の停止又は消去を請求することができる」(法35条1項)とする。

上述の通り、そもそも作成することが禁止されている一般のアカウントを作成し、要配慮個人情報を含む個人情報を収集することはいずれも不正の手段により個人情報を収集したこととなり、法35条1項に該当する。

したがって、一般のアカウントを作成した児童の親は、被告の保有個人データの利用停止または消

<sup>6</sup> 映像の閲覧しかできないので、その他の個人情報は被告に提供されない。

<sup>7</sup> 固有識別子(クッキーやIPアドレスなど)は法2条7項で個人関連情報とされ、個人情報には該当しないとされている。ただ、個人関連情報が第三者に提供した時点で個人情報になる場合は、その第三者が本人から同意を取得しておく必要がある(法31条1項)。

<sup>8</sup> なお、被告は日本の法の下では個人情報とされていない児童の情報を第三者に提供しているが、第三者で個人情報とならない(注7参照)限り、個人情報保護法の問題とはならない。

<sup>9</sup> 個人情報保護委員会 HP [https://www.ppc.go.jp/all\\_faq\\_index/faq1-q1-62/](https://www.ppc.go.jp/all_faq_index/faq1-q1-62/) 参照。

去を請求することができる。そしてこの請求がなされた場合には、「個人情報取扱事業者は、前項（＝35条1項）の規定による請求を受けた場合であって、その請求に理由があることが判明したときは、違反を是正するために必要な限度で、遅滞なく、当該保有個人データの利用停止または消去を行わなければならない」（35条2項）とされている。親は親権を有し、本人の法定代理人なので、被告は本人申出と同様のものとして利用停止または消去に応じなければならない。またアカウントの削除も個人データの新規取得を防ぐため、当然削除に応じなければならない。

結論として、今回の米国の訴訟の事案が訴状通りであれば、一般のアカウントについて、児童が作成したとして個人情報の消去請求やアカウントの削除請求があったにもかかわらず、被告が消去・削除しないのは、日本でも個人情報保護法違反として是正されるべきものといえる<sup>10</sup>。

## 6—おわりに

上記5の日本法での検討は、いったん利用規約の存在を除外して検討した。ただ、オンラインのサービスを利用する場合には、利用規約に同意しなければならないことが一般的である。そうすると Kids Mode においても一般のアカウントにおいても利用約款への同意が必要となることとなり、この場合は、個人情報の有無にかかわらず契約として合意が行われることになる。

契約への同意ということであれば、未成年者の行為は取消することができる（民法5条2項）。また、未成年者のうち、特に年齢の若い児童（一般に7歳から10歳までといわれる）は意思能力がないため、契約締結能力がなく、Kids Mode において、そもそも契約は無効である（民法3条の2）。そうすると情報の取得や利用にかかわる部分も無効である。契約が無効のとき、個人情報にあたらぬ情報の提供をどう考えるかだが、契約がない場合における個人情報に該当しない情報提供を禁止・制限する法令がない以上、違法とは解されないものと思われる。なお、一般のアカウントはそもそも児童が作成できない規約のため、個人情報の収集や第三者提供は個人情報保護法違反である。

本項はネットサービスと個人情報という題材を取り扱った。日本ではネットサービス中毒のような問題に焦点が当たるが、個人情報について議論はあまりなされていないように感じる。今回の訴訟をきっかけに議論が盛んになることを期待する。

<sup>10</sup> 被告が是正しないときは、個人情報保護委員会が勧告・措置命令を出すことができる（法148条）。措置命令に違反した場合は違反者を一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する（法178条）ことができる。また両罰規定もあり法人に1億円以下の罰金が科せられる（法184条）。